薬剤師　業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、調剤薬局運営全般に関する業務、その他これに付帯する業務 (以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　乙が本件業務を行う場所は、○○薬局○○店（所在地：●●）とする。

3　乙は、本件業務を、薬剤師としての責任をもって遂行する。

第２条

本契約の契約期間は、令和〇年○月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了の〇か月前までに、甲又は乙が相手方に対して何らの意思表示を行わないときは、本契約はさらに1年間更新され、以降も同様とする。

第３条

甲は乙に対し、本件業務にかかる報酬として、月額金〇円を支払う。

2　 本件業務にかかる交通費等の経費は甲が負担するものとし、乙は報酬と共に 明細を記載した請求書を速やかに発行する。

3　前2項の支払は、月末締め翌月○日に、甲が乙指定の銀行口座に振込む形で行う。振込手数料は甲が負担する。

4　前項の委託料の金額は、前条の契約期間中に減額することはできない。

第４条

乙は、本件業務に関して得られた個人情報につき、本契約の目的の範囲内のみで使用し、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

3　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第５条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲による事前の承諾がある場合を除き第三者に再委託してはならない。

第６条

乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。

2　本件業務の遂行中に事故が発生した場合、乙は、当該事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行なうものとする。

第７条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

第８条

甲及び乙は、前条の場合及び本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、損害の賠償を請求することができる。

第９条

乙は、甲が、甲の従業員のために設置しているハラスメントに関する相談窓口を利用することができる。(部署：○○　担当者：○○　連絡先：○○)

第１０条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１１条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印